

## 農地法第4・5条届出に必要な届出書及び添付書類

No.	書類名等	4条	5条	添付書類及び記載事項等
		チェック欄		
1	届出書(正本1部)	◎		4条(様式第5号の1) 5条(様式第6号の1)
2	土地登記事項証明書又は土地登記簿謄本	◎		届出に係る土地の登記事項証明書(法務局で取得) (全部事項証明書に限る)
3	案内図(住宅地図)	◎		届出地の位置を示す地図(届出地を赤色で囲む) 縮尺1/3,000~1/1,500程度
4	届出に係る土地に賃借権に基づく耕作者がいる場合	○		解約等の許可があったことを証する書面
5	委任状	○		届出を代理人が行なう場合 委任状の印は申請書と同一のもの
6	その他必要に応じて添付する書類	○		1. 土地登記簿謄本の所有者の住所が現住所と異なる場合は、住民票等の住所移転の経過がわかるもの 2. 現在区画整理中の土地の場合は、仮換地証明書

※ 届出(添付書類)手続きは、農地法施行規則第29条及び第30条、同第50条及び第51条に基づきます。

◎ 必要添付書類1部

○ 該当する場合1部

・ 正本1部に添付し届け出してください。

※ 届出を受理しない場合

1. 届出に係る農地が市街化区域にない場合
2. 届出者が届出に係る農地につき権限を有していない場合
3. 届出書に添付すべき書類が添付されていない場合

※ 届出書記載の注意事項

<個人の場合>届出者本人が記名、押印してください。

<法人の場合>法人名のみでなく、代表者名も記載し代表者印(法人登録印)を押印してください。

### ※ 注意事項

1. 生産緑地の指定を受けている農地は、生産緑地指定解除後でなければ農地転用はできません。  
(詳しくは緑地政策課へお問い合わせください。)
2. 都市計画法第29条第1項の許可を受けることが必要な場合、許可後でなければ農地転用はできません。  
(詳しくは開発指導課へお問い合わせください。)
3. 届出地が経営移譲年金の受給のため農業後継者に経営移譲した農地である場合、転用により経営移譲年金が支給停止になる場合がありますので、あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。
4. 権利(賃借権・使用貸借による権利)が設定されている農地は、解約しなければ転用できません。
5. 相続税等の納税猶予の対象農地は、税務署と調整の上で転用してください。

【問合せ先】 静岡市農業委員会事務局 農地係

電話 054-221-1140

FAX 054-221-1489